

## 企業の組織再編にかかる会計課題

### Study in Accounting of Organizational Restructuring

寿 山 泰 二

#### 要 旨

近年、わが国の各産業において、同業他社をターゲットにした企業買収が相次いでいる。M&Aによる規模拡大やシェア獲得などを念頭に入れたより効率性を求める企業経営手法が目に付く。しかし、M&A後の経営成績や財政状態を表す会計情報は、真の企業実態が把握しづらく投資家にとって不透明な部分を残しており、企業の組織再編に絡む会計問題が大きく注目されている。

わが国の企業組織再編にかかる会計は、新会計基準と会社法によって大きく変わった。企業結合会計においても事業分離等会計においても、投資の継続・清算という概念に基づき、実現損益を認識するかどうかの観点から会計処理をみている。「取得」と「持分の結合」においてはさらに詳細な識別が行われる。しかし、国際的な会計基準と会計処理方法が大きく相違する部分も多々あり、海外投資家等からはその信頼性が問題視されている。企業再編を加速するM&Aによって、投資家等が不利益を被らない適切な会計制度のあり方を国際比較・検討して考察している。

**キーワード**：企業結合、事業分離、パーチェス法、持分プーリング法、のれん、コンバージェンス

#### I. はじめに

東京株式市場では、昨年末から今年にかけて、盛んにT O B（株式公開買い付け）が行われている。阪神電鉄に対する阪急電鉄、北越製紙に対する王子製紙、フタタに対するAOKIなどM&Aを中心とする企業規模拡大の経営手法が目に付く。この他、水面下で各産業においても、同業他社を

ターゲットにした事業再編を念頭に活発な動きが見られる。

また、セブン&アイ・ホールディングスがヨークベニマル、イオンがダイヤモンドシティを持分法対象から完全子会社化するなどグループ内再編も盛んに行われている。小売業は上記2大勢力が軸となって今後も業界地図を大きく変えていきそうだ。売上高第3位のダイエーも産業再生機構から丸紅が筆頭株主となり、新たな動きが注目される。

このように、企業経営にとって、M&Aは買収する側もされる側も重要な経営手法として認識されている。しかし、大事なのはその買収後の存続企業の経営成績であり、財政状態がどのように変化したかである。買収結果が投資家等に明確に伝わる財務諸表でなければならない。ところが、わが国の企業合併・買収に関する会計基準はグローバル・スタンダードな会計基準（米国基準や国際会計基準）と異なる会計処理がみられ、不透明な部分をいくつか残したままとなっている。

こうした状況に懸念を持ったEUはわが国の会計基準の修正を強く求めている。この背景には、2009年からEU域内で資金調達する海外企業に対し、国際会計基準による決算書の作成を義務付ける見通しがある。このままでは、EUで資金調達を行う日本企業は追加の情報開示など余計な事務負担を強いられる、いわゆる「会計の2009年問題」が発生する。すでに事務負担を嫌って、日本の有力企業が相次いで欧州上場を取りやめたケースも出ている<sup>(1)</sup>。

このように現在では、会計制度自体が企業経営の動向に大きな影響を与える存在とまでなっている。現実に、企業合併・買収においても同様のことが起きている。いつまでも日本独自の会計基準に固執して、企業経営の本来目指す方向性がやむなく修正を迫られるのも本末転倒である。本稿では、企業の組織再編にかかる会計の問題点を中心に考察してみたい。

## II. わが国の組織再編会計の現状

わが国の企業結合・事業分離（組織再編）にかかる会計基準は、企業会計基準委員会において、平成15年10月に企業会計審議会によって公表された「企業結合に係る会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）を契機に、組織再編における結合当事企業の会計処理のほか、他の企業に対して事業を分離する企業（分離元企業）の会計処理や結合当事企業の株主に係る会計処理を検討してきた。その後、平成17年12月27日付で、企業会計基準第7号「事業分離等に対する会計基準」（以下「事業分離等会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「適用指針」という。）の公表を行った。

「事業分離等会計基準」において、会計処理の考え方として、「企業結合会計基準」における持分の継続を謳い、結合当事企業に対する総体としての株主の観点から、持分の継続が断たれた側では、いったん投資を清算し、改めて当該資産及び負債に対して投資を行ったと考えるものとし、持分が継続している側では、これまでの投資がそのまま継続していると考えられるものとしている<sup>(2)</sup>。

このように、持分の継続か非継続かという概念を用いて、企業結合には「取得」と「持分の結合」という異なる経済的実態を有するものが存在すると考え、「取得」に対しては、パーチェス法により、「持分の結合」に対しては持分プーリング法により会計処理することとされている<sup>(3)</sup>。

[図表1] パーチェス法と持分プーリング法の比較 1

	パーチェス法	持分プーリング法
適用場面	企業(事業)の取得	持分の結合
資産・負債の引継ぎ	公正価値(時価)	簿価
増加する資本	交付した財(取得の対価)の公正価値(時価)	資本勘定をそのまま引継ぎ
のれんの認識	認識する	認識しない
企業結合に要した費用	取得の対価性が認められる外部報酬等は取得原価に算入	すべて費用処理
識別可能な資産	取得資産に法律上の権利又は分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、取得原価を当該無形資産等に配分することができる	—
識別可能な負債	取得後短期間に発生することが予想される費用又は損失(リストラ関連費用)であって、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には、負債として認識することができる	—

(出所) 岸務「企業結合会計と税務の取扱い」『税務弘報』2006年7月、26頁。

パーチェス法については、購入(新規の投資)の会計処理に該当し、企業の損益計算の観点からは、企業結合時点での資産及び負債の時価を新たな投資原価として、それを超えて回収できれば、その超過額が企業にとっての利益とした<sup>(4)</sup>。また、持分プーリング法については、ある種の非貨幣財同士の交換の会計処理に該当し、企業の損益計算の観点からは、投資の清算と再投資は行われていないので、結合後企業にとっては企業結合直前の帳簿価額がそのまま投資原価として、それを超えて回収できれば、その超過額を企業にとっての利益としたのである<sup>(5)</sup>。

企業結合会計意見書において、企業結合の会計処理に用いられている「持分の継続・非継続」という考え方とは、企業結合の会計処理に固有のものではなく、むしろ一般に事業の成果をとらえる際の投資の継続・清算とも整合した概念であり、実現概念に通ずる考え方であるとした<sup>(6)</sup>。

一方、「適用指針」において、「取得」を、「ある企業が他の企業(被取得企業)又は企業を構成する事業に対する支配を獲得して1つの報告単位となること」とし、「持分の結合」を、「いずれの企業(又は事業)の株主(又は持分保有者)も他の企業(又は事業)を支配したとは認められず、結合後企業のリスクや便益を引き続き相互に共有することを達するため、それぞれの事業のすべて又は事実上のすべてを統合して1つの報告単位となること」と識別した<sup>(7)</sup>。

[図表2] パーチェス法と持分プーリング法の比較2

**S社(被合併会社)**

資産 500 (時価 1,000) (のれん 500)	負債 300
	資本 200

↓

**<パーティクルス法>**  
合併新会社におけるS社加算分

資産 1,000 のれん 500	負債 300
	資本 1,200

**<持分プーリング法>**  
合併新会社におけるS社加算分

資産 500 (時価 1,000) (のれん 500)	負債 300
	資本 200

(資料)『週間東洋経済』2006年4月1日、59頁より加筆修正。

そして、「取得」と「持分の結合」の識別として、(1)企業結合に際して支払われた対価のすべてが、原則として、議決権のある株式であること（以下「対価要件」という。）、(2)結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することになった議決権比率が等しいこと（以下「議決権比率要件」という。）、(3)議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと（議決権比率以外の支配要件といふ。）のすべての要件を満たした場合には「持分の結合」と判定し、1つでも要件を満たさなかった場合には、その時点で、「取得」と判定するとした<sup>⑧</sup>。

「取得」と「持分の結合」について、もう少し詳細を見てみると、企業結合が「取得」と判定された場合には、「連結財務諸表上も個別財務諸表上も同様にパーティクルス法を適用する」とし、パーティクルス法とは、被取得企業から受け入れる資産及び負債の取得原価を、対価として交付する

現金及び株式等の時価とする方法としている<sup>(9)</sup>。

また、パーチェス法は、取得企業の観点から企業結合をみるもので、取得企業は企業結合日において被取得企業が企業結合日前に認識していなかったものも含めて、取得した資産及び引き受けた負債のうち識別可能なものに取得原価を配分する。取得原価と取得原価の配分額との差額がのれん（又は負ののれん）であり、20年以内のその効果の及ぶ期間（又は20年以内の取得の実態に基づいた適切な期間）にわたり、合理的な方法により規則的に償却している<sup>(10)</sup>。

一方、企業結合が「持分の結合」と判定された場合には、当該企業結合に対して持分プーリング法を適用して会計処理するとし、持分の結合と判定された合併（吸収合併及び新設合併）、株式交換及び株式移転における結合当事企業に適用する<sup>(11)</sup>。持分プーリング法とは、すべての結合当事企業の資産、負債及び資本（純資産）を、それぞれの適正な帳簿価額で引継ぐ方法とされている<sup>(12)</sup>。

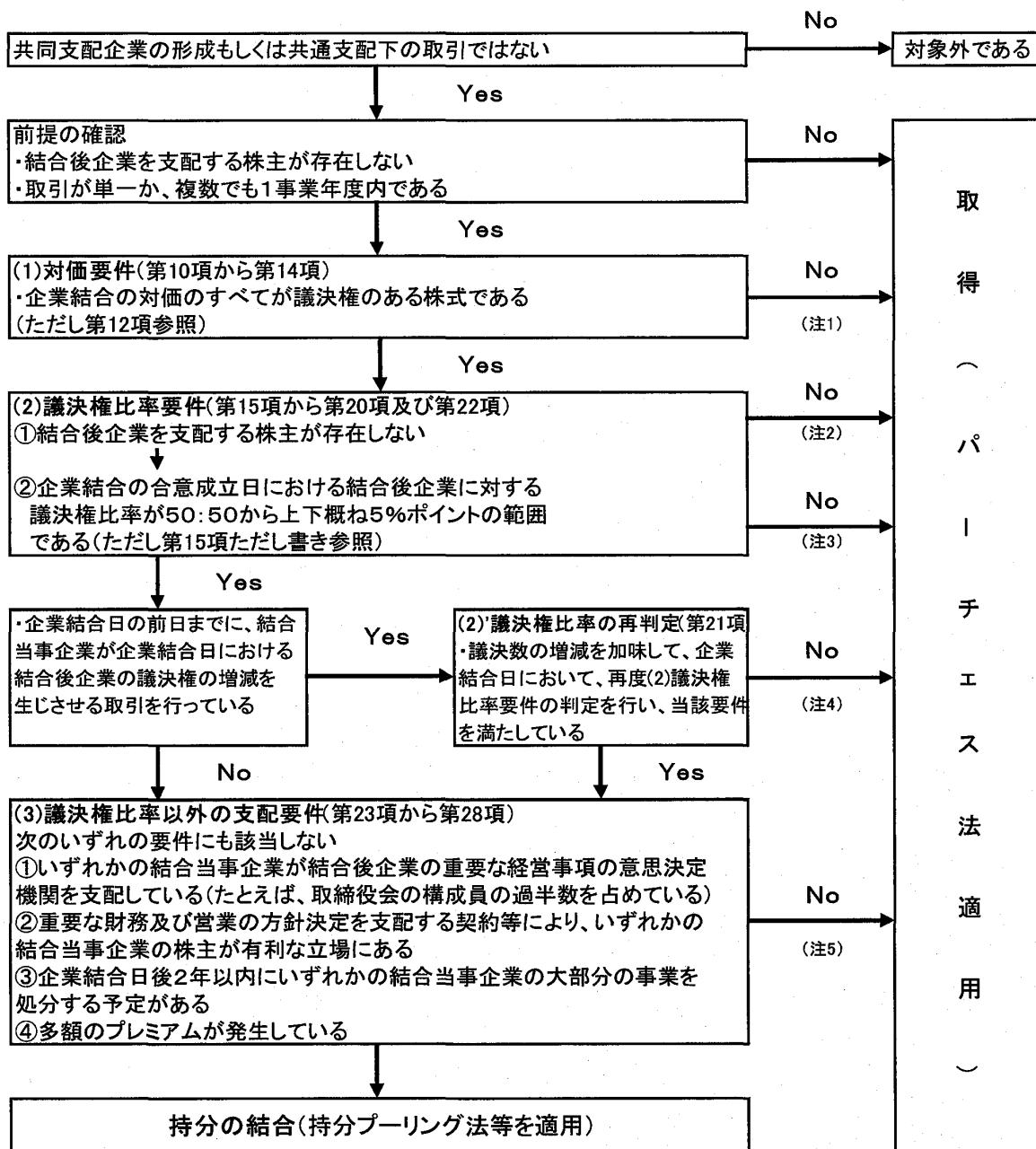
EUが問題としているのは、この持分プーリング法の適用を残している点である。国際会計基準において、企業結合会計には持分プーリング法はなく、すべてパーチェス法による会計処理が行われている。さらには、パーチェス法を買収法とも呼び変えているほど筋が通っている。持分プーリング法では経営者の恣意性が多々含まれる可能性があり、投資家等からの信頼性のある財務情報を提供しているとは言えないである。

なぜなら、これまでわが国の企業は、パーチェス法と持分プーリング法をケース別にたくみに使い分けてきたのである。経営者は含み益を温存したければ、持分プーリング法を利用し、逆に含み益を実現し資本を大きく見せたければパーチェス法を恣意的に利用したものであった。企業価値を明確に情報開示するにはパーチェス法が望まれる。

今回、わが国の企業結合会計基準、事業分離等会計基準、適用指針は、これまで企業結合に関する統一的な基準がなかったことに比較すれば、経営者の恣意性はかなり薄れたように思える。適用要件の3要件を厳格にした結果、結合後企業の議決権比率が50：50から上下概ね5%以内で、真に対等合併に近い場合に限定した。

しかし筆者は、上記要件では経営者の恣意性は消えないと考えている。経営実態から考えて50：50の真の対等合併がどこまでありえるだろうか。M&Aを考える上で現実的でないのは明白である。たとえ、上下5%の許容範囲であっても十分な恣意性が残されていると解する。このような例外的な取扱いが本当に必要なのだろうか。国際的な経済情勢を考えれば、わが国企業だけが、持分プーリング法を固持して使用継続していくメリットはないはずだ。海外投資家等の信頼に応え、国際社会から取り残されないためにもパーチェス法に一本化していくべきである。

[図表3] 取得と持分の結合の識別フローチャート



取得企業の決定(第32項)  
次の企業を取得企業とする。  
(注1)対価を支出した企業  
(注2)企業結合前から支配されていた企業(子会社など)  
(注3)議決権比率が大きい企業  
(注4)(注2)又は(注3)と同様  
(注5)支配を獲得した企業(①～④の複数の要件を満たさなかった場合には総合的に判断)

(資料) 企業会計基準委員会「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」

2005年12月27日、[付録]より加筆修正。

### III. パーチェス法の課題（のれん代償却）

企業結合会計に関してパーティクル法が望ましいことは前述した。しかし、パーティクル法を採用すると必然的にのれん代が発生する。優良企業を買収するとなると、巨額ののれん代が発生する。また、その償却費が企業収益を大きく左右することは周知の事実である。M&Aには「のれん」が付き物となる。企業結合において、実際の経営戦略にも会計処理にも重要な問題である「のれん」について考察してみたい。

わが国の「のれん」償却についてみていく。企業結合会計基準では、「のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法をその他合理的な方法により規則的に償却する<sup>(13)</sup>。」とし、償却にあたり、以下の事項を留意する必要があるとした。(1)のれんの償却開始時期は、企業結合日となる。なお、みなし結合日による場合には、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）第31項の連結調整勘定の償却開始時期に準ずるものとする。(2)のれんを企業結合日に全学費用処理することはできない（ただし、(4)の場合を除く。）。(3)のれんの償却額は販売費及び一般管理費に計上することとし、減損処理以外の事由でのれんの償却額を特別損失に計上することはできない。(4)「のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる」とされている。当該費用の表示区分は販売費及び一般管理費とする。(5)関連会社と企業結合したことにより発生したのれんは、資本連結実務指針第36項に準じて、持分法による投資評価額に含まれていた連結調整勘定相当額の未償却部分と区別せず、企業結合日から新たな償却期間にわたり償却する。(6)のれんの償却期間及び償却方法は、企業結合ごとに取得企業が決定する<sup>(14)</sup>。

また、のれんの未償却残高は、減損処理の対象となる<sup>(15)</sup>。特に、次の場合には、企業結合年度においても減損の兆候が存在すると考えられるときがあるとされている<sup>(16)</sup>。(1)取得原価のうち、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になる場合。(2)被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに識別可能なオークション又は入札プロセスが存在していた場合。なお、のれんの減損損失を認識する場合には、減損損失として測定された額を特別損失に計上する<sup>(17)</sup>。

負ののれんについては、「負ののれんは、20年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で規則的に償却する<sup>(18)</sup>。」とし、(1)負ののれんの償却開始時期は、企業結合日となる。なお、みなし結合日による場合には、資本連結実務指針第31項の連結調整勘定の償却開始時期に準ずるものとする。(2)負ののれんを企業結合日に全額収益に計上することはできない（ただし、(4)の場合を除く。）(3)負ののれんの償却額は営業外収益に計上することとし、特別利益に計上することはできない。(4)「負ののれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理することができる<sup>(19)</sup>。」とされている。当該利益の表示区分は営業外収益とする。(5)関連会社と企業結合したことにより発生した負ののれんは、資本連結実務指針第36項に準じて、持分法による

投資評価額に含まれていた連結調整勘定相当額の未償却部分と区別せず、企業結合日から新たな償却期間にわたり償却する。(6)負ののれんの償却期間及び償却方法は、企業結合ごとに取得企業が決定する。なお、負ののれんの償却期間については、連結調整勘定（貸方）の償却に関する取り扱い（資本連結実務指針第22項及び第63項）に準じて処理することが適当である<sup>(20)</sup>。

わが国ののれん代償却に関する会計基準は、20年以内に規則的償却を行うことが特徴である。しかし、20年という償却期間の算定となる根拠に説得力は感じられない。そもそものれん代を償却すべきなのかという疑問に対し、企業会計審議会の辻山委員は「企業を買収する場合、買収コストを上げられるかどうかが成否を判断する重要なポイントとなる。取得した資産や負債を時価評価し、被買収企業の超過収益力（のれん代）にもどれだけコストを払ったのかを正確に把握しなければならない。のれん代も買収コストなので、利益を計算するには他の資産に配分されたコストと同様に規則的に償却する必要がある<sup>(21)</sup>。」と述べている。また、のれんは減らないとの意見に対しては、「企業はブランドを維持するために高校宣伝や商品開発に費用をかけている。のれんは少しずつ使われて減ると考えるのが自然だ<sup>(22)</sup>。」と反論している。

さらに、米国基準との比較として、「米国基準はのれんを規則償却しないので確かに企業業績の負担にならない。ただ、減損処理だけにたよっているため、収益悪化が続くと突然巨額の減損損失が発生し、投資家を驚かしかねない。・・・日本基準ではのれんの償却が企業業績を圧迫するが、米国基準のようなデメリットがない<sup>(23)</sup>。」と説明している。新興企業からののれん代の非償却を求める声に、「危険だ。少しでも利益ができる企業を買えばどんどん利益が上乗せされて業績が好調に見えるうえ、償却をしなければ倒れる時はあつという間に倒れてしまう。投資家の目に買収効果ばかりが映り、費用が見えにくくなる<sup>(24)</sup>。」と否定的である。

事実、国際会計基準を適用した携帯電話サービス世界最大手の英ボーダフォンは、2006年2月にドイツ事業などののれん代合計で約235億ポンド（約4兆9300億円）もの評価損を計上するなど、規則償却を行っていないことから、減損額が巨大になったともみられる。

逆に、そんな英ボーダフォンから、2006年3月ソフトバンクがボーダフォン日本株を1兆6600億円で買収し、巨額ののれんを計上することになった。ソフトバンクは日本基準を適用しているため、最長20年間ののれん代償却に加え、LBOによる金利負担も企業経営に重くのしかかるものとなりそうだ。さらに、この日本基準によるのれん代償却負担により、茨城銀行との合併を断念した関東つくば銀行の例も出現している<sup>(25)</sup>。

一方、米国基準を採用する三菱UFJファイナンシャルグループでは、両行の合併に際し、ペーチェス法によるのれん代、約4600億円を計上している。のれんに減損が生じない限り、のれん代償却による利益圧迫を考える必要はない。いずれにしても、今後ますますのれんの重要性は高まり、M&Aの成否に対する会計制度の影響は計り知れない大きなものになるだろう。

のれんの減損に関する考え方であるが、のれん自体が独立したキャッシュ・フローを生み出すものではないこと。事業で使用されている有形・無形の資産等が一体となり有機的に結合することで超過収益力が生み出されること。つまり、のれんは単独で存在するものではなく、必ず他の事業用資産との関連を有していると考える。したがって、個別資産としてののれんの回収可能価額は算定できないので、のれんが帰属するキャッシュ生成単位に配分を行い、当該キャッシュ生成単位の回収可能価額と比較して減損処理が行われるのである。なお、具体的な配分方法等は、全社資産と同様に合理的かつ首尾一貫して配分できるかどうかでボトム・アップテスト、トップ・ダウンテストが行われる。

日本基準が問題なのは、のれんを償却及び減損の両方に対象としてしまっている点である。のれんは償却ではなく減損処理のみという国際的な潮流に逆らい、国際比較・検討できない財務情報を提供することに意味があるのか、真に投資家等のためになるのかということである。経済のグローバル化に即した会計処理ができなければ、日本基準の信頼性は失われ、日本企業は自ら資金調達の場を狭めていくことになる。会計基準の国際化、統一化に乗り遅れることなく、孤立化を避けることが、日本経済の将来、成長を左右することになるのは間違いないことである。

確かに、日本基準は保守的な会計処理でリスクを回避するメリットはあるといえる。規則的な償却を行わず、米国基準のように減損処理だけであれば、のれん代の生じた収益力が落ちたときに一気に償却を迫られ、本業の収益力の下落と減損処理がダブルパンチになり、業績への影響は深刻なものになる<sup>(26)</sup>。逆に、規則償却は確実に企業収益の大きな圧迫要因となり、企業競争力を低下させていく原因になるのではないかと危惧される。

旧商法において、のれんは有償で譲り受け又は吸収分割もしくは合併により取得した場合に限り、貸借対照表の資産の部に計上することとしていた。差額のれんや負ののれんの計上についてはこれまで認められていなかったが、会社法において、一定の条件の下に資産又は負債としてののれんを計上することを認め、差額のれんや負ののれんの計上も認められることになった。

冒頭で述べたAOKIのフタタに対するT.O.Bが失敗に終わり、最終的にコナカがフタタを完全子会社化する形になったが、株式交換による買収相当額がフタタの純資産額を下回ることになり、将来的に利益になる「逆のれん」が30億円程度発生する。コナカは差額にあたる「逆のれん」を今後5年間で営業外収益に均等分割して計上するという<sup>(27)</sup>。

償却については、取得後5年以内に償却しなければならなかつたが、企業結合会計基準の実施に合わせて整合性を持たせたものになった。しかし、法人税法においてはこれまで通り5年(60ヶ月)の月割償却に変化はなく、問題は積み残しされたままとなっている。

#### IV. おわりに

国際会計基準は、近年急速に使用が広まり、EU諸国を含め多くの国において、採用ないし使用が容認されており、また他の国においても自国会計基準と国際会計基準との相互のコンバージェンスが

進められている。

米国も例外ではなく、米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）は、2002年のいわゆる「ノーウォーク合意」以来、米国会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスに向け議論を積み重ねてきており、2006年2月、具体的なコンバージェンス項目と、各項目について2008年までにコンバージェンスの完了又は計測可能な進捗を達成すること等を盛り込んだ作業計画（MOU）が合意された。

また、わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）も、2005年3月からIASBと相互の基準のコンバージェンスに向けた議論を開始し、2006年3月には第3回会合が開かれ、コンバージェンスの加速化に合意している。さらに、ASBJは2006年5月からFASBとの協議も開始している<sup>(28)</sup>。

【図表4】企業結合にかかる今後の課題項目

補完措置	項目	現状	2008年時点での見通し
補完計算書	・持分プーリング法	持分プーリング法は、どちらが取得企業かを識別できないような限定的な場合に限り、適用されることとなっている。ASBJとしては、新基準の適用状況をみるとともに、国際的な動向も注視する。	2006年から適用になる日本の新基準への国内外の市場の評価、IFRSの適用後の評価、及びIASB/FASBの議論の動向を踏まえ、少なくとも方向性を決定する。
開示A・B	・のれんに換算	外貨建のれんの換算を決算日レートで換算するか否かにつき、検討を行う。	
	・仕事中の研究開発の資産化	IASBとの共同プロジェクトの準備のため、ASBJ内にリサーチ・プロジェクトを設置した。	
	・部分時価評価法 ・段階取得 ・企業結合の対価算定日(交換日)	IASBとFASBの今後の協議の状況を踏まえ、ASBJ内部で検討を開始する。	
	・負ののれん	CESRが開示Bとして要求している注記情報(金額、発生原因、償却方法及び償却期間)は、2006年から適用になる基準書すでに要求されている。	

(出所) 企業会計基準委員会「コンバージェンスに対する企業会計基準委員会の取組み」2006年7月19日、

9頁。

会計基準のコンバージェンスは、わが国経済の将来的な戦略に関わるもので、その成長力・競争力を強化するためには、まず公正で透明な市場を確立し、市場活力の維持と向上を図ることが大前提となる。投資家重視の視点を改めて確認し、わが国金融・資本市場への信任を確保していかなければ、

わが国企業の海外市場での資金調達に支障が生じることにもなりかねない重要なテーマなのである。

その会計基準のコンバージェンスにおいて、EU諸国等とわが国の会計基準にまだ大きな相違点が残されている。なかでも、近年企業経営において、事業発展等には欠かすことのできない手法であるM&Aに関する会計処理に隔たりがある。グローバルな企業経営を追求すれば、現在の会計処理では投資家等から信頼を欠く財務情報の提供しかできない。このままでは、わが国は孤立してしまう可能性も出てきた。そうならないように、相違点の修正はさけられない。

脱稿直前に、企業会計基準委員会（ASBJ）が今年4月に導入したM&A（企業の合併・買収）の会計処理を定める「企業結合会計基準」の適用状況を調査し、見直しの必要性も含めて検討することが明らかになった。国際会計基準との共通化を前進させるため、調査を踏まえた方向性を来年中にまとめるという<sup>(29)</sup>。

やはり、本稿で考察してきた「持分プーリング法」や「のれん償却」の会計処理では、財務諸表の信頼性そのものが疑問視されるからではないだろうか。このままでは日本企業の資金調達にも影響が出るのは必至である。独自の日本基準は長い目で見れば決して得策ではないはずだ。EU諸国の投資家だけでなく、すべての投資家にとって、一番公平・公正な会計情報の開示が望まれる。早急な見直しを重ねて要請したい。

#### [注]

- (1) 『日本経済新聞』2006年7月27日、朝刊。
- (2) 企業会計基準委員会「事業分離等に関する会計基準」2005年12月27日、67項。
- (3) 同上、68項。
- (4) 同上、68項(1)。
- (5) 同上、68項(2)。
- (6) 同上、69項。
- (7) 企業会計基準委員会「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」2006年12月27日、適用指針III 1(1)6。
- (8) 同上、適用指針III 1(1)7。
- (9) 同上、適用指針IV 1.29。
- (10) 同上、適用指針IV 1.30。
- (11) 同上、適用指針V 1(1)127。
- (12) 同上、適用指針V 1(1)128。
- (13) 企業会計基準委員会「企業結合に関する会計基準」2003年月日、三2.(4)。
- (14) 企業会計基準委員会「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」適用指針IV 5(14)76。

- (15) 「固定資産の減損に係る会計基準」一及び二 8。
- (16) 企業会計意見書三 3.(4)。
- (17) 企業会計基準委員会「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」適用指針IV 5(14)77。
- (18) 企業会計基準委員会「企業結合に関する会計基準」2003年月日、三 2.(5)。
- (19) 同上。
- (20) 企業会計基準委員会「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」適用指針IV 5(14)78。
- (21) 『日経金融新聞』2005年4月7日。
- (22) 同上。
- (23) 同上。
- (24) 同上。
- (25) 『朝日新聞』2006年3月10日、朝刊。
- (26) 『週間東洋経済』2006年4月1日、59頁。
- (27) 『日本経済新聞』2006年9月5日、朝刊。
- (28) 企業会計審議会「会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）」2006年7月31日、1-3頁。
- (29) 『日本経済新聞』2006年9月23日、朝刊。